

定 款

株式会社 東 北 銀 行

株式会社 東 北 銀 行 定 款

平成 元 年 6 月 29 日 改定
平成 5 年 6 月 29 日 改定
平成 6 年 6 月 29 日 改定
平成 10 年 6 月 26 日 改定
平成 14 年 6 月 27 日 改定
平成 15 年 6 月 27 日 改定
平成 16 年 6 月 25 日 改定
平成 17 年 6 月 24 日 改定
平成 18 年 6 月 23 日 改定
平成 21 年 6 月 25 日 改定
平成 22 年 6 月 25 日 改定
平成 24 年 6 月 21 日 改定
平成 29 年 6 月 22 日 改定
(平成 29 年 10 月 1 日 附則削除)
令和 2 年 6 月 23 日 改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社東北銀行と称する。

英文では、THE TOHOKU BANK, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
2. 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、
売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことので
きる業務
6. その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を岩手県盛岡市に置く。

(機関)

第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は3千万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3千万株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は3千万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

③ 当銀行の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第2章の2 優先株式

(第一種優先配当金)

第12条の2 当銀行は、第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新

設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第12条の3 当銀行は、第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第12条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第一種優先株主の議決権)

第12条の5 第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第12条の6 第一種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

- ② 取得請求期間は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。
- ③ 当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種

優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- ④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

（金銭を対価とする取得条項）

第12条の7 当銀行は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

- ② 当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第12条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

（株式の分割又は併合及び株式無償割当て）

第12条の9 当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(除斥期間)

第12条の10 第39条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基準日)

第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生の要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、その議長にあたる。

- ② 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長にあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 19 条 第 15 条、第 16 条、第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

- ② 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

第 20 条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効

力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役頭取 1 名を置き、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会の招集及び議長は、取締役会で定める取締役会規程による。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して開くことができる。

(監査等委員会の招集)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を省略して開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等

委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 31 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第 32 条 当銀行に取締役会の決議をもって、顧問及び相談役を置くことができる。

第 5 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 当銀行は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された

株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第 38 条 当銀行は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（除斥期間）

第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。